

転居された方は事務局 (svcf-admin@svcf.jp) まで転居先をお知らせください

第121回院内集会（オンライン～シリーズ「明日のわがふるさと」

IV 大熊町編

（吉田 淳 大熊町長に聞く）報告

福島原発行動隊は1月25日、大熊町の吉田淳町長を講師にお招きして第121回院内集会(オンライン)を下記の通り開催しました。「特定復興再生拠点区域」のある福島県自治体の首長に「明日のわがふるさと」につきお話しいただくシリーズ講演会の4回目です。

- ・ 日時:2023年1月25日(水曜)13:30-14:30
- ・ 開催方式:オンライン(Zoom)
- ・ テーマ:明日のわがふるさと
- ・ 講師:吉田 淳/大熊町町長



初めに吉田町長が、東日本大震災/原発事故以降の復興状況並びに復興施策の展望につき述べられました。商業施設等が徐々に増えてきていること、また町民の帰還を支援する施策の一環として義務教育の小中学校と認定こども園とを一体化した教育施設を2023年度に町内で開園/開校することなどです。

吉田町長は、同町の特定復興再生拠点の一部が昨2022年6月避難指示解除されたことを町民の帰還に向けたスタートに過ぎないとして、帰還する町民が安心して元の生活に戻れるようにするためのインフラ整備など山積する課題に取り組んでいかねばならないと述べました。

次いで幾橋企画調整課長が[町政資料「大熊町の復興への歩み」\(福島原発行動隊ホームページに1月22日掲載\)](#)に基づき「東日本大震災の発生(大熊町の被災状況)」「復興に向けた動き」「新たな町づくりを目指して」の説明をされました。

その後質疑に移り、概略以下のような発言がありました。

<意見>

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉事業がどのように進んでいるかの監視を、国にまかせるだけではなく町が行っていくべきではないか。

<意見>

東京電力や経済産業省が廃炉事業の進展状況について発表しているデータをもとに、福島原発行動隊が作成している毎月の「Watcher Report」は、参考にさせていただけると思う。団体ホームページに掲載し

ている。

<要望>

避難指示解除に当たって、庭の樹木を伐採したり私の父親が丹精をこめて耕してきた畑の土をはぎ取るようなことはして欲しくない。放射能汚染線量が、原発事故後10年余を経て十分減衰していることが確認されるわたくしの住宅のようなところは除染なしに避難指示解除をして欲しい。

<幾橋課長回答>

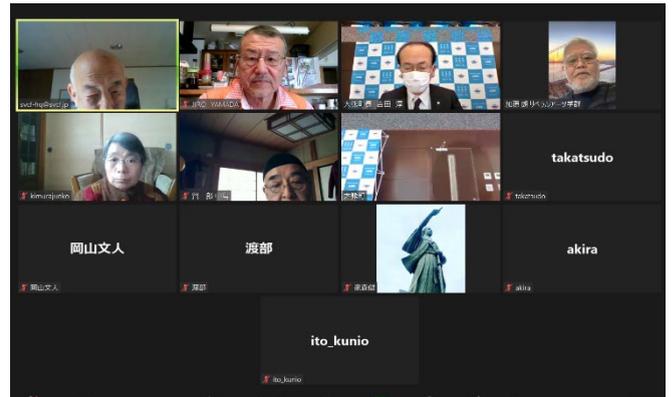
避難指示解除の要件として①空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること③県、市町村、住民との十分な協議が決められている。要件①からは除染なしの解除もありうると思う。しかし隣り合う住民が除染を求める場合もある。この中の③で言われている「住民との話し合い」が行われることが良いのではないかな。

<意見>

避難指示の根拠となる線量は、低ければ低いほどいいというものではない。日本政府は、解除の要件とする線量を国際基準からみても異常なほどに低くしている。そのため、いつまでも避難指示が解除されずに避難生活を強いられている。解除要件の線量見直しを行うべきだ。また、放射能汚染、安全がどういうものであるかについての教育が改めて行われるべきだ。

<吉田町長回答>

お気持ちは分かるが、昨年の大熊町特定復興再生拠点区域の避難指示解除に当たって行われた町民説明会では「除染は十分行われぬ」ことに懸念を示す方もおられたことも考慮しなければならない。



原発事故後10年余、進まない住民帰還

安藤 博

原発事故がもたらした災禍は、放射能被害を免れるために他市、他県に逃れた町村民が十余年を経た今日まで戻れずにいる状態で尾を引いている。東京電力福島第一原子力発電所(1F)に近い福島県の太平洋岸地域(双葉郡、通称“浜通り”)の全町村民は、事故直後内陸の郡山市、会津若松市などに逃れたが、同じ浜通りの自治体でも1Fとの距離によって帰還状況に大きな差がある。

県央の山間部に寄っている川内村は総人口2,366人に対して2023年1月1日現在の帰還率は約83%だが、1Fの立地する大熊町は住民登録上の人口10,027人(2022年10月30日現在)に対して居住人口は推計940人、約9%にとどまっている。

町の全域が「警戒区域」に指定されて全町民が家を追われた大熊町は、2019年4月10日に町域(78.71km²)の約38%に当たる大川原地区・中屋敷地区(30.07km²)が避難指示解除されて、会津若松市に避難していた町役場が戻った。さらに2022年6月30日には「帰還困難区域」

内の「特定復興再生拠点区域」の一部(8.60km²)が避難指示解除された。それ以外の、総面積の約半分が「帰還困難区域」(40.04km²)として残っている。この区域の住民登録者約3,600人は帰還できないわけだが、避難指示解除された区域の住民登録者約6,400人の圧倒的多数も帰還しないている。上記の推計居住者940人のうち帰還者は172人である。25日の院内集会(オンライン)で講師を務められた同町の吉田町長は、昨2022年6月に同町特定復興再生拠点区域の一部が避難指示解除されたことを喜んでいるだけではまず「町民の帰還に向けてのスタートに過ぎない」とであるとされていた。町民の帰還が進まない限り、自治体としての行政が成り立たないという切羽詰まった気持ちでおられるだろう。大熊町の町内には小中学校がない。庁舎が避難していた会津若松市に開設されている「学び舎 ゆめの森」がその代わりとなっていた。2023年度に義務教育学校と一体の大熊町立認定こども園を町内で開園・開校するのも、町民の帰還を促すための重要施策である。町は「認定こども園と義務教育学校、預かり保育、学童保育を一体にした施設です。保護者の皆さんが安心して子育てできる環境をつくっていきます」と町民に訴えている。

現在の大熊町の状況 (大熊町提供資料「大熊町の復興への取り組み」より)

<面積>

総面積78.71 km²

避難指示解除区域38.67 km² (総面積の49.1%)

大川原・中屋敷地区30.07 km²

特定復興再生拠点区域8.60 km²

帰還困難区域40.04 km² (総面積の50.9%)

中間貯蔵施設区域(福島第一原子力発電所を含む) 13.00 km²

拠点区域外27.04 km² (総面積の34.4%)

<住民登録>

震災前 4,235世帯 11,505人(2011年3月11日当時)

震災後 3,910世帯 10,027人(2022年11月30日現在)

避難指示解除区域2,568世帯6,412人(総人口の約64%)

大川原・中屋敷地区 341世帯 557人
特定復興再生拠点区域 2,233世帯 5,859人

帰還困難区域 1,342世帯 3,615人(総人口の約36%)

中間貯蔵施設区域 670世帯 1,858人

拠点区域外 672世帯 1,757人

震災後の死亡者数 1,220人(2022年11月30日現在)

<町内の居住状況>

住民登録 338世帯 397人(2022年12月1日現在)

うち大川原・中屋敷地区 323世帯 378人

特定復興再生拠点区域 15世帯 19人

居住人口推計 940人(同上)

※住民登録がない居住者を含む推計

うち帰還者 172人(同上)

集会参加者の感想

中島賢一郎

大熊町から提供いただいた『[大熊町の復興への歩み](#)』43ページに「大熊町民＝町に戻りたい方 町に戻れない方 新たに町民となる方」という記述がありました。前回集会に富岡町

が提供して下さった『復興の取り組みと現状』8ページには「どの道(筆者注:帰還する、避難を継続する、および帰還しない)を選んでも、ふるさとに誇りを感じ富岡のつながりを保ち続けられる町」とありました。

一方今朝(1月30日)たまたま、[飯舘村からの避難を継続する村民の方の『農の可能性探り「村民はやめない」』という記事](#)を読みました。

被災避難した自治体の厳しい状況を物語るとともに、長期廃炉作業中の福島第一原子力発電所、および復興が進行する周辺地域のリスクに対する評価を異にする人同士が繋がっていかうとする、新しい形の「ふるさと」の可能性も感じさせる言葉だと思いました。

新理事紹介



先ごろ退任された都野 知幸氏の後任として、1月13日に開催された臨時社員総会において、加藤 朗氏が新たに理事に選任されました。

<経歴>

1951年、鳥取生まれ

1981年、早稲田大学大学院政治研究科国際政治修士課程修了、同年 防衛庁防衛研究所

1985年、スタンフォード大学フーバー研究所客員研究員(～86年)

1989年、ハーバード大学国際問題研究所日米関係プログラム客員研究員(～90年)

1996年、桜美林大学

2022年3月、定年退職

加藤 朗氏は行動隊発足時からの会員であり、退職後の昨今は川内村高田島ヴィンヤード支援等の現地活動にも活発に参加されています。

2月の予定

<院内集会(オンライン)>

2月24日(金) 13:30～

第122回院内集会

シリーズ「明日のわがふるさと」V

杉岡誠 飯舘村村長に聞く

<SVCF通信155号>

2月28日(火) 発行予定

<連絡会議> (右地図参照)

以下の各金曜日10:30から淡路町事務所

2月3日、10日、17日、24日

